

市第13号議案

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (7) 法第87条の3の規定により建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合

（横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関

する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境
の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（適用除外）

第3条 この条例の規定は、次に掲げる場合にあつては、適用しない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 法第87条の3の規定により建築物の用途を変更して一時的に
他の用途の建築物として使用する場合

（第2項から第5項まで省略）

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に
関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）

第10条 法 第86条の4
第86条の4第1項 に規定する建築物について第6条第1項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は同号に掲げる基準に適合する建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有する建築物とみなす。